

「暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>規則名称 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 5 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則</p> | <p>規則名称 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則</p> |
| <p>(目的) 第 1 条 本規則は、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 5 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則に基づく判断についての不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>(目的) 第 1 条 本規則は、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 7 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則に基づく判断についての不服の申立てに係る手続の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> |
| <p>(定義) 第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>(定義) 第 2 条 本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(1)判断 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 4 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 6 項に定義される判断をいう。</p> <p>(2)不服の申立て 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 5 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 7 項に規定する不服の申立てをいう。</p> | <p>(1)判断 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 6 項に定義される判断をいう。</p> <p>(2)不服の申立て 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 7 項に規定する不服の申立てをいう。</p> |
| <p>(再判断)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、協会は、当該不服の申立てに係る判断について改めて判断(以下「再判断」という。)を行い、その結果を申立会員に通知する。</p> <p>2 再判断の結果、不服の申立てに係る判断が不相当であると認められた場合、協会は、当該判断を変更し又は取り消す。</p> <p>3 協会は、再判断において、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 4 項又はデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 6 項の手続を行うものとする。</p> <p>4 申立会員は、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 4 項又はデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 6 項の</p> | <p>(再判断)</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項の不服審査の結果、不服審査会が不服の申立てに理由があると認めた場合、協会は、当該不服の申立てに係る判断について改めて判断(以下「再判断」という。)を行い、その結果を申立会員に通知する。</p> <p>2 再判断の結果、不服の申立てに係る判断が不相当であると認められた場合、協会は、当該判断を変更し又は取り消す。</p> <p>3 協会は、再判断において、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項もしくはデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 6 項の手続を行うものとする。</p> <p>4 申立会員は、暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 6 項もしくはデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第 5 条第 6 項の手続を経た再判断の結果について、不服を申し</p> |

| | |
|--|--|
| <p>手続を経た再判断の結果について、不服を申し立てることができない。</p> | <p>立てることができない。</p> |
| <p>(再判断の結果通知) 第7条 第6条第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。 (1)申立会員の商号及び所在地 (2)再判断の結果及び理由並びにその決定の年月日 2 前項の通知においては、暗号資産の取扱いに関する規則第5条第6項、電子決済手段の取扱いに関する規則第5条第4項又はデリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第5条第6項の手続を経た再判断の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。</p> | <p>(再判断の結果通知) 第7条 第6条第1項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。 (1)申立会員の商号及び所在地 (2)再判断の結果及び理由並びにその決定の年月日 2 前項の通知においては、暗号資産の取扱いに関する規則第5条第6項もしくはデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第6項の手続を経た再判断の結果について不服の申立てをすることができないことを教示する。</p> |